

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年2月及び3月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年3月24日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔
山形県監査委員	加	藤	夫香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 39 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
上山明新館高等学校	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
天童警察署	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
天童高等学校	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
青年の家	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
こども医療療育センター	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
村山教育事務所	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
森林研究研修センター	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
寒河江高等学校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
寒河江工業高等学校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
山辺高等学校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
農業総合研究センター	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
病害虫防除所	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
工業技術センター	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
高度技術研究開発センター	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
山形警察署	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
福祉相談センター	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
産業技術短期大学校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山形北高等学校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山形工業高等学校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山形西高等学校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
上山警察署	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
上山高等養護学校	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
朝日学園	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
山形職業能力開発専門校	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
教育センター	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
職員育成センター	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
左沢高等学校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
朝日少年自然の家	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員

山形豊学校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
山形養護学校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
博物館	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
図書館	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
衛生研究所	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
精神保健福祉センター	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
村山特別支援学校	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
山形東高等学校	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
霞城学園高等学校	平成29年3月14日	加藤委員	
山形中央高等学校	平成29年3月14日	加藤委員	
山形南高等学校	平成29年3月14日	加藤委員	

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 上山明新館高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 74件

3箇月超 87件

ロ こども医療療育センター

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

エレベーター1号機・2号機修繕工事

契約金額 1,296,000円

要契約保証金 129,600円

ハ 山形北高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 29件

3箇月超 5件

ニ 山形南高等学校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

高等学校使用料 平成27年4月分から平成28年3月分まで

調定日 平成28年7月25日

収入日 平成28年7月28日

調定額 118,800円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 文書の管理が適切でないものがある。(青年の家)

ロ 収入

(イ) 調定の手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(農業総合研究センター)

(ロ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。
(山形工業高等学校)

ハ 支出

(イ) 支出科目を誤ったもので、節で1万円以上のものがある。(朝日少年自然の家)

(ロ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(図書館)

(ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(上山高等養護学校、青年の家、山形工業高等学校、こども医療療育センター)

(ニ) 支払先を誤ったものがある。(森林研究研修センター、村山特別支援学校)

ニ 財産

(イ) 知事の承認を受けずに、指定物品の不用決定を行ったものがある。(こども医療療育センター)

ホ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(天童高等学校、山形北高等学校、山形南高等学校)